



# 1章

## 中央区グリーンインフラガイドラインの枠組み

### 1 はじめに

緑や水、土、生物などの自然環境は、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の確保をはじめとした環境面の機能、都市水害の軽減や災害時の避難地などの防災・減災の機能、良好な景観形成や健康増進・レクリエーションの場の提供などの地域振興につながる機能をもっています。「グリーンインフラ」とは、緑や水、土、生物などの自然環境が持つさまざまな機能を活用し、ハード・ソフト両面において、持続可能で魅力あるまちづくりを進める取組です。

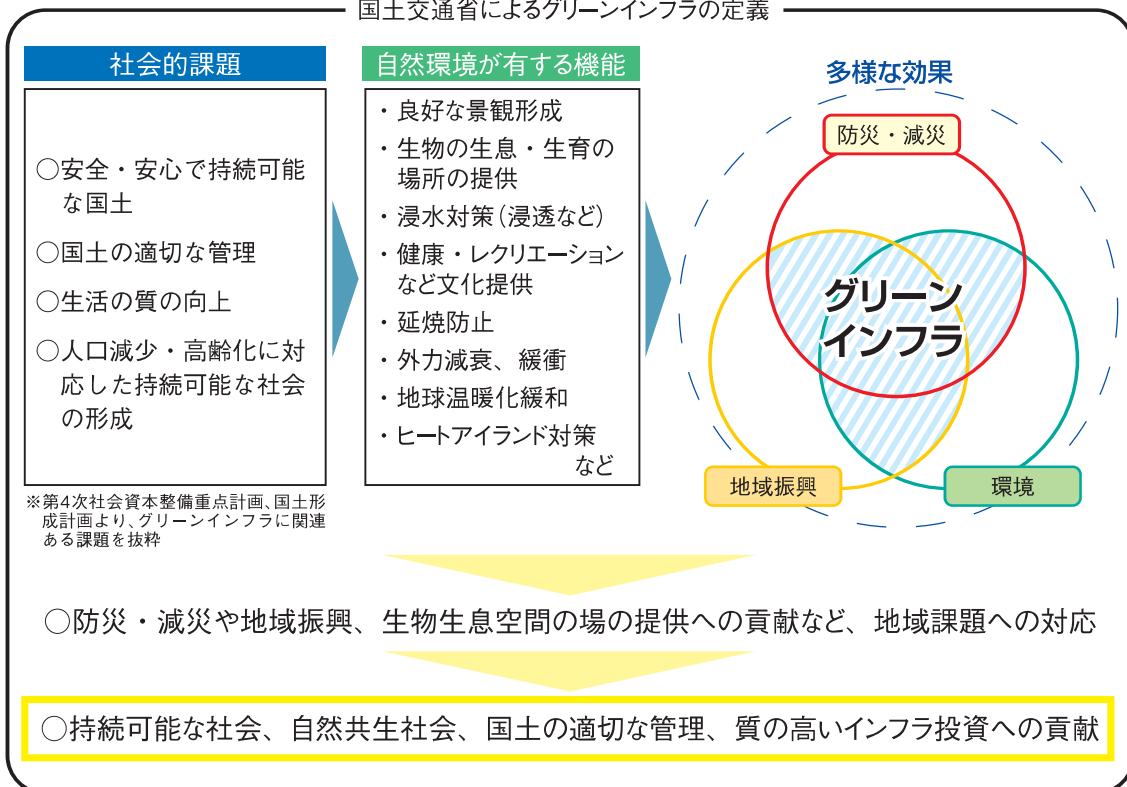
本区は、中央区緑の基本計画(平成31(2019)年3月改定)に基づき、「～Green pride～ひとが育む緑、緑から発信する粋なまち」の計画理念の実現を目指して、緑の創出や保全・育成、普及・啓発に取り組んでいます。これまでの様々な緑化推進の取組により、本区の緑被面積は、調査を開始した昭和61(1986)年度から増加傾向にあります。一方で、都市機能が集中し、区内人口の増加が続くと見込まれる本区では、緑の量のさらなる拡大と、都市環境の改善に向けた緑の質の向上が求められます。

そこで本区は、「グリーンインフラ」に着目し、本区の江戸以来の文化と歴史、都内随一の水辺空間をはじめとした地域の魅力向上、ヒートアイランド現象や生物多様性の確保などの環境面の課題、防災・減災や地域コミュニティの醸成などの社会面の課題に対して、水と緑が持つ多様な機能の活用を図ります。

中央区緑の基本計画に掲げた計画理念の実現に向けて、区民・事業者・区などがそれぞれの立場から、緑地・水辺の創出・維持管理に当たって、水と緑が持つ多様な機能を活用し、中央区ならではの地域の魅力向上、課題の解決を図るための取組指針として、「中央区グリーンインフラガイドライン」を策定しました。

図 1.1 グリーンインフラとは

国土交通省によるグリーンインフラの定義



出典：国土交通省ホームページ



中央区ならではの地域の魅力の向上、課題の解決に向けて、「グリーンインフラ」と「中央区グリーンインフラガイドライン」を以下のように定義。

<本ガイドラインにおけるグリーンインフラの定義>

本ガイドラインでは、「水と緑が持つ多様な機能を活用し、ハード・ソフト両面において、持続可能で魅力あるまちづくりを進める取組」とします。

<中央区グリーンインフラガイドライン>

区民・事業者・区などが緑地・水辺の創出・維持管理に当たり、水と緑が持つ多様な機能を活用し、中央区ならではの地域の魅力向上、課題の解決を図るための取組指針。

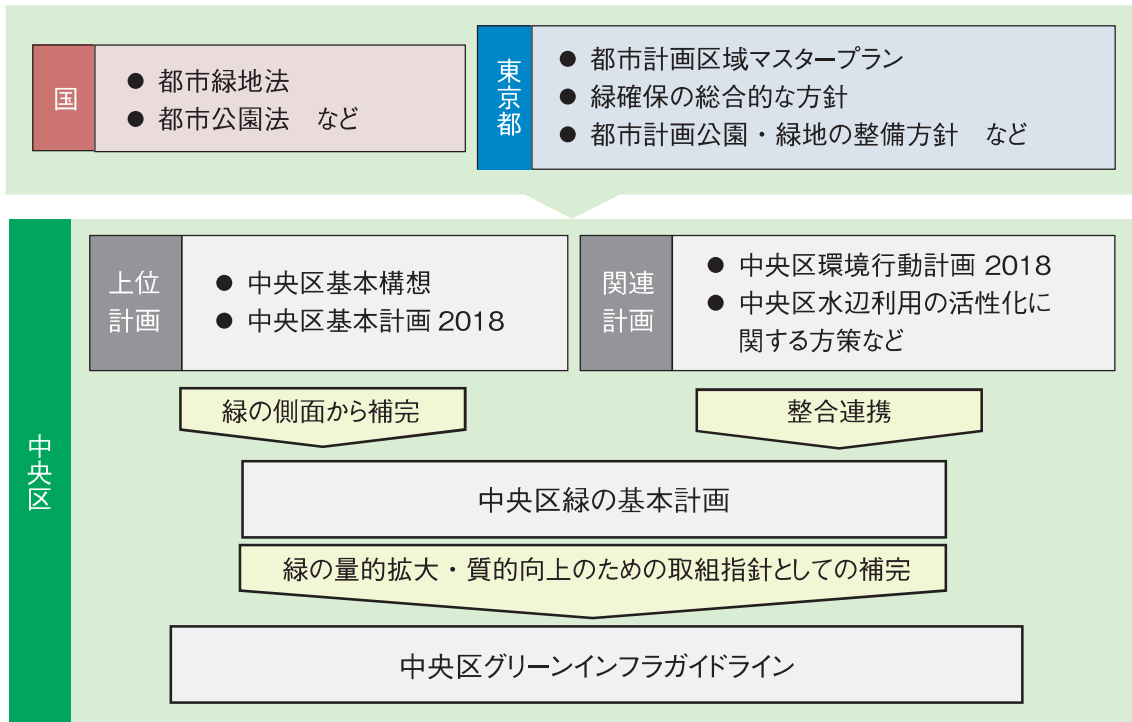
また、グリーンインフラにより目指すまちの姿として、以下の基本指針を定めます。(詳細は第3章を参照)

<p>基本指針 1</p> <p>居心地がよく歩きたくなる 水と緑にかこまれたまち</p>		<p>基本指針 2</p> <p>水と緑を楽しみ、魅力と にぎわいにあふれたまち</p>	
<p>基本指針 3</p> <p>水と緑が守り、育む 環境共生型のまち</p>		<p>基本指針 4</p> <p>緑が支える防災・減災の まち</p>	

## 2 ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、平成 31 (2019) 年 3 月に改定された「中央区緑の基本計画」におけるリーディングプロジェクトとして、「グリーンインフラ」の考え方に基づき、緑の量的拡大・質的向上を図るための取組指針を策定したものです。

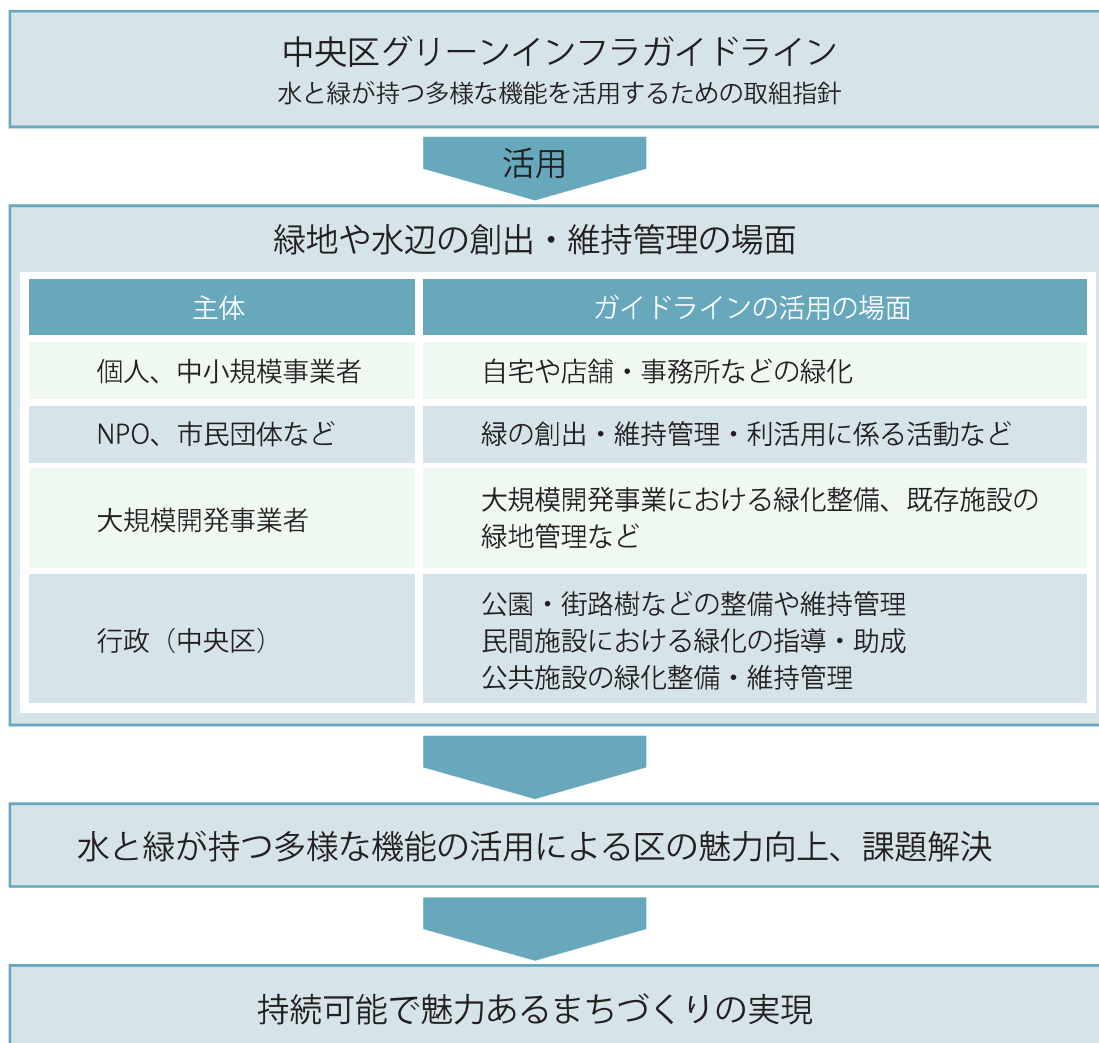
図 1.2 中央区グリーンインフラガイドラインの位置付け



### 3 ガイドラインの目的

本ガイドラインは、区のみならず区民、事業者、団体などさまざまな立場の方々が、緑地や水辺の創出・維持管理において、水と緑が持つ多様な機能を活用した取組を推進することによって、中央区ならではの地域の魅力向上、環境面及び社会面の課題を解決することを目的としています。

図 1.3 中央区グリーンインフラガイドラインのねらい



## 4 ガイドラインの使い方

緑地・水辺、オフィスビルの緑化、自宅の緑化などの整備や維持管理に当たり、「グリーンインフラ」をどのように取り入れたらよいのか、ガイドラインの使い方を示します。

### ① 「グリーンインフラ」とは何か？

→ 1章(P.1-1～)をご覧ください。グリーンインフラの考え方や本区における目的を示しています。

### ② 地域の魅力や課題を把握、検討する。

→ 2章(P.2-1～)を参考に、グリーンインフラにより向上すべき地域の魅力や解決を図るべき課題を把握、検討します。

### ③ どのようなグリーンインフラを導入したら良いか？

→ 3章(P.3-1～)にグリーンインフラ導入の基本指針を4つ定めています。これら4つの基本指針や、2章で把握した地域の特性、緑化する敷地の規模・用途などから、グリーンインフラ導入の方向性を定めます。

→ 4章(P.4-1～)では取組主体ごとにグリーンインフラの導入イメージや、実践手法を紹介しています。具体的な取組を検討する上で参考にしてください。

### ④ 具体的な取組や技術にはどのようなものがある？

→ 本ガイドラインは、本編と技術編で構成されています。技術編では、個別のグリーンインフラ技術の具体的な内容を実際の導入事例などとともに紹介しており、中央区ホームページからご覧いただけます。

<https://www.city.chuo.lg.jp/kankyo/midori/gi-guidelines.html>



## コラム：国外におけるグリーンインフラ

グリーンインフラは、米国で発案された社会資本整備手法で、自然環境が有する多様な機能をインフラ整備に活用するという考え方を基本としており、近年欧米を中心に取組が進められています。

導入目的や対象は、国際的に統一されておらず、非常に幅広いのが現状です。

### 米国事例 <ポートランドの取組>



**高層ビルの屋上緑化**  
雨水管理だけでなく、屋根を保護する効果なども期待されている。



**Green Street**  
道路沿いの緑地の縁石を一部空けて、緑地内に雨水を流し込む仕組みになっている。

### 欧州事例 <自然環境の保全>



良質な生態系保全のための空き地の活用



**都市近郊の河川**  
連続した生物の生息地のために重要

出典：国土交通省総合政策局環境政策課調査

	米国での考え方	欧州での考え方
主たる目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道管をはじめとする社会インフラの再整備コストの縮減と長寿命化及び水質浄化を図ること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生態系サービスの維持・形成を主目的に自然環境や半自然環境で形成する戦略的なネットワークの形成を図ること</li> </ul>
根拠法令等と取組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連邦政府により水質浄化法の制定(1972)。雨水管理ガイドラインを策定(2004)。後に、この法制度と関連させたEPA等がグリーンインフラ主旨書を公表(2007)。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>G Iとは、管梁・ポンプ貯水トンネル、汚水・下水排水と組合せて用いられてきたハードインフラの代わり、もしくは付加するものとして土壌や植生を用いることと言われている。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これを受けグリーンインフラの普及のために取り組むべき戦略(Green Infrastructure Strategic Agenda)を策定し、政府による資金調達・融資の仕組みを整備。</li> <li>・グリーンインフラは、都市に自然をもたらし、心身の健康を向上させ、財産価値を高め、エネルギーを節約し、野生動物の生息地を強化し、より高価な下水道整備に伴うコストを節約できるとし、取組を推進。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・欧州委員会・環境局により、広範な生態系サービスを維持・形成を推進するためのグリーン・インフラ戦略を策定。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>G Iとは、水質浄化、大気質、レクリエーションと気候緩和と適応のための広範な生態系サービスを提供するように設計され、管理されている自然環境や半自然環境の戦略的計画ネットワークであるとしている。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の断片化された自然エリア(緑地・公園等)とNatura2000をつなぎ、劣化した生息地を復元する取組を中心に実施。</li> <li>※ Natura2000：希少種と絶滅危惧種の中核となる繁殖地と休息地のネットワークであり、独自の権利で保護された貴重な自然生息地の種類を示すもの。EU域内の26,000地区、EU全土の約18パーセントに相当する面積を自然保護区に指定。</li> </ul>